

名寄市総合計画審議会条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月19日

名寄市長 加藤 剛 士

名寄市総合計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市総合計画審議会条例（平成29年名寄市条例第33号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 条例第7条の規定による専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。

2 専門部会に部会長及び副部会長2人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときに、その職務を代理する。

5 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

6 専門部会の会議は、部会長が招集する。

7 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局の設置)

第3条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は市長が担当する。

(所掌事務)

第4条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。